

第8回 京都市人権文化推進懇話会

- 1 日時 平成22年3月26日（金） 午後2時～午後5時
- 2 場所 京都市市民生活センター4階 研修室
- 3 出席者 安藤座長，坂元副座長，石元委員，康委員，栗本委員，
杉原委員，谷垣委員，松本委員，安澤委員
- 4 内容

【事務局】

ただ今から，第8回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

委員の皆様には年度末のお忙しい中御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます人権文化推進担当部長の淀野でございます。

それでは，開会に当たりまして，京都市を代表致しまして，山岸文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

【山岸文化市民局長】

京都市の文化市民局長の山岸と申します。よろしくお願い致します。

本日は，年度末の大変お忙しい中，第8回京都市人権文化推進懇話会に御出席いただき，誠にありがとうございます。皆様方には，日頃から京都市政，とりわけ京都市の人権行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り，心より御礼を申し上げます。

現在の社会状況といいますか，毎日新聞やテレビを見ておりましても，子どもに対する虐待，あるいはセクハラや若者の問題に関する記事が連日のように出ているところでございます。京都市においても，このようないろいろな状況の中ではございますが，日々の暮らしの中で人権を大切に，また尊重しあう習慣が根付いた社会を目指していきたいということで，「人権文化の息づくまち京都」ということを掲げているところでございます。そして，そのような取組を実現していくために，人権文化推進計画を策定致しまして，これに基づく取組をこれまでから進めてきたところでございます。そして，先ほど申しましたような取組として「子ども虐待防止SOS専用電話」や，あるいは，子育てに悩んでおられる方に対する児童福祉センターとして市南部のほうに第2児童福祉センター（仮称）を作ってまいりたい，このような計画を持っているところでございます。また，ドメスティックバイオレンスについても，23年度には対応する施設を何とか開設致したいと，このような取組を一つずつ重ねていこうと考えているところでございます。

そして，このような取組を進めるに当たって，様々な分野における取組がございます。当懇話会の設置の目的も，そういった分野で御活躍の先生方，また，市民公募の委員の皆様に加わっていただきまして，外部の視点から，本市の人権施策について客観的な評価をお願いしたいということで，皆様方にお力添えを賜っているところでございます。

そして，本日第8回目の懇話会になりますが，次第のほうにございますように，本日の具体的な取組としては，特に同和行政の分野で，昨年の3月に総点検委員会から頂いた報告書に基づく取組，特に前回の懇話会以降の取組について御報告させていただきます。併せて，人権文化推進計画の各重要課題の中から，外国人・外国籍市民及びホームレスに関

する重要課題を取り上げ、担当課のほうから進捗状況について御説明をさせていただきます。また、それぞれの課題について、現在の状況を踏まえて改訂する必要がある部分について御説明をさせていただきます、皆様方の御確認をお願いしたいところでございます。

本日は、各人権課題を所管しております担当部局も出席しておりますので、委員の皆様から、京都市の人権行政が更に推進できますように忌憚のない御意見を頂戴したく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

今回は、2年に1度の委員改選後最初の懇話会となりますので、始めに改選の経過について御説明させていただきます。

この懇話会の委員の委嘱につきましては、京都市人権文化推進懇話会設置要項で「学識経験者等の中から8名以内、市民の皆様からの公募により2名、合計10名以内の方を委嘱すること」となっており、再任されることができるとされています。学識経験者等の中から委嘱する8名の先生方におきましては、御了解を頂いたうえで、引き続きお願い致しているところであります。また、市民公募による委員についてですが、平成21年8月1日から8月20日まで公募を行い、5名の方から小論文の提出・応募を頂きました。5名のうち2名は氏名等の記載がなく、残る3名について世界人権問題研究センター所長である安藤先生と、山岸文化市民局長、そして私の3名による選考委員会において選考を行ったところ、残念ながら、今回は委員に適当であると思われる方は見当たらないとの結論に至りました。また、先ほども局長から御挨拶させていただきましたように、人権文化推進計画の見直しを各項目について御審議いただいているところでございまして、これまでの審議経過を踏まえまして、公募委員として貴重な御意見を頂いている谷垣様、安澤様に御了解いただき、再度委嘱させていただくこととさせていただきました。

皆様方につきましては、今後とも本市の人権施策に関しまして幅広い御意見・御見解をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、座長、副座長の選出に移らせていただきます。まず、座長の選出をお願い致します。座長につきましては、委員の互選ということになっております。どなたか御推薦の方はいらっしゃいませんか。

【谷垣委員】

現在の安藤先生に、何とか座長を引き受けていただきたく思います。国際人権規約委員を長い間務めていらっしゃったうえ、現在の肩書でも御活躍されています。また、私は1年生として懇話会に入りましたが、発言しやすい場を作っていただいたのが推薦の理由です。

【事務局】

ただいま谷垣委員から、安藤先生を座長に御推薦いただきました。御異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは安藤先生に座長をお願い申し上げます。

引き続きまして副座長の選出となりますが、副座長は座長が御指名いただくことになっておりますので、安藤先生より御指名をお願い申し上げます。

【安藤座長】

先ほどは、私を再度座長に御指名いただきありがとうございます。いろいろな意味で非常に不完全な人間ではございますけれども、できるだけ皆様方からいろいろな御意見を頂ける雰囲気作りだけは努めてまいりますので、よろしくお願いします。副座長ですが、研究センターでもお会いする機会が多く、また現在改組されました人権理事会に助言をする諮問委員会の委員もなされている坂元教授に、引き続き副座長をお願いしたいと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、坂元先生に副座長をお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長をお願い申し上げます。安藤先生、よろしくお願い申し上げます。

【安藤座長】

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。本日は安田委員が御欠席で、また石元委員も4時40分頃には次の予定があるということで、できるだけ効率よく審議を進めさせていただきます。最初に、事務局のほうから配布資料の確認をお願いします。

【事務局】

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず【資料1】の『同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会』報告を踏まえた取組状況」という1枚ものの資料でございます。二つ目でございますが、議題（2）「人権文化推進計画の各重要課題について」に関しまして、まず【資料2の1】の「人権文化推進計画の各重要課題について 外国人・外国籍市民に関する重要課題の進捗状況」という、2枚ものの資料でございます。さらに「京都市国際化推進プラン」という冊子について、【資料2の2】の概要版と【資料2の3】の本冊でございます。そして、議題（2）のイに関しまして、【資料2の4】の「人権文化推進計画の各重要課題について ホームレスに関する重要課題の進捗状況」という、3枚ものの資料でございます。そして、【資料2の5】につきましては、「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」の本冊の全文をコピーしたものであります。また【資料3の1】の「京都市人権文化推進計画（見直し後（案））」という28ページにわたります資料と、【資料3の2】の現行の人権文化推進計画の冊子、【資料3の3】の人権文化推進計画の新旧対照表であります。

資料につきましては以上でございます。お手元に届いておりませんものがありましたら、事務局までお申し付け願います。

（各委員が資料確認）

ないようですので、議題の説明に移らせていただきます。

山岸局長からの御挨拶にもありましたように、人権文化推進懇話会は、効果的な人権施策の推進に向けて、外部の客観的な視点から本市人権施策の進捗状況の確認、点検、評価をお願いしております。

まず、議題（１）につきまして、これまでから懇話会におきまして御説明申し上げましたとおり、総点検委員会についての取組状況を（昨年３月に頂いた報告書に基づいて、全庁挙げて抜本的な見直しを進めているところでございますが）、今回は、前回６月の懇話会以降の進捗状況を中心に御報告させていただきます。

次に、議題（２）でございますが、人権文化推進計画の第２章に掲げる各重要課題にしまして、これまでから、それぞれのテーマについて御説明させていただいております。一昨年１０月の懇話会では女性について、昨年３月の懇話会では障害のある方及び感染者等について、昨年６月の懇話会では子ども及び高齢者について、順次これらの各重要課題にかかる現状を御報告させていただいておりますが、本日は、外国人・外国籍市民について総合企画局国際化推進室から、ホームレスについて保健福祉局地域福祉課からそれぞれ御報告させていただきます。

そして、議題（３）の京都市人権文化推進計画の見直しについてでございます。先ほども御説明申し上げましたとおり、総点検委員会からの報告に基づきまして、特に同和行政について抜本的な見直しを全庁的に進めているという状況を踏まえまして、今回同和問題の項目について改訂をしてみたいと考えております。併せて、女性、子ども等その他の各重要課題についても、計画策定以降５年を経過しておりますので、その間の社会状況等の変化に応じた見直しを行っていきたいと考えております。

なお、今回改訂致しますのは第２章に掲げる各重要項目の現状認識や施策内容を現時点に置き換える内容であり、計画の理念や推進等について変更するものではありません。今回提示させていただいた見直し後の案について懇話会で御確認いただいて、改訂させていただきます。

資料の確認と、本日の議題の説明は以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。欠けている資料がないようでしたら、議題の（１）に進ませさせていただきます。先ほども御説明がありましたように『京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会』報告を踏まえた取組状況について、前回も伺いましたが更に新しい点を踏まえた御説明をお願いします。

【事務局】

文化市民局人権文化推進課長の森川です。よろしくお願いします。

【資料１】につきましては、修正後のものをお配りしております。修正部分（１箇所）につきましては後ほど説明させていただきます。この資料はコンパクトな作りとなっておりますが、特に取組状況につきまして、議題（３）の「人権文化推進計画の見直し」とも関連しております。また、昨年６月にも説明させていただいておりますが、若干のおさらいも含めまして、少し長くはなりますが説明させていただきます。

まず、1枚目の自立促進援助金制度の見直しについてですが、同制度を廃止して、同和奨学金の返還と免除という分かりやすい制度に改めたものでございます。平成13年度以降の借受者の方々に奨学金の返還を求めていくとともに、その際の免除基準は、国の免除基準と同基準とすべきであるといった総点検委員会からの御提言に基づき見直しております。21年度からは、市長からのお詫び文とともに、担当職員が1軒1軒面談を致しまして制度改正の御説明をしてきたところでございます。2月末までの取組状況としましては、借受者1,404人のうち、99%となる1,388人の方との訪問面談を終えており、922人の方から免除申請がなされております。返還に理解を得た方が76人で、返還に理解を得た金額は約1,200万円と見込んでいる一方、返還を拒否する方が48人おり、今後も引き続き丁寧な説明を行い、借受者に理解をいただけるよう誠意をもって対応してまいります。また、奨学金等の返還について、債権管理における透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の立場で審査等を行う奨学金等返還事務監理委員会を立ち上げ、現在までに2回開催している状況でございます。

次にコミュニティセンター（旧隣保館）の在り方についてでございます。歴史的な役割を終えたコミュニティセンターについては、平成22年度末をもって廃止すると条例改正をさせていただきまして、20年度末には100名を超えた全職員を引き上げ、相談事業を廃止致しました。21年4月からNPO法人等や民間業者に貸館事業等を委託し新たなサークル活動に御利用いただくなど、市民の皆様の利用件数は前年度から大幅に増加し、前年度からは3割増の利用実績でございます。中でも、屋内体育施設という体育館的なものもコミュニティセンターにございましたが、7箇所の屋内体育施設を地域体育館に転用し有料化したにもかかわらず、利用件数は2割増ということで市民の利用が増えているという状況でございます。また、コミセン自体の転用につきましては、全市民が使えるような施設に転用すべきということで、そういった取組を21年度に進めてきたところでございます。まず基本的な考え方については、昨年の秋に京都市からお示した案に対する市民からの意見をお聞きし、それを踏まえまして22年の1月に5箇所のコミュニティセンターにつきまして、具体的には、第2児童福祉センターやドメスティックバイオレンス相談支援センター、総合支援学校のサテライト教室などの具体的な転用計画素案を公表しました。この素案に対してあらためてパブリックコメントを実施するとともに、提案した5箇所の施設においても説明会を開催し、幅広く丁寧に市民意見を募集した結果、412件の御意見を頂きました。主な意見としましては、貸館機能の継続等を求める意見が最も多くありました。素案でお示した第2児童福祉センターやドメスティックバイオレンス相談支援センターに賛同する御意見もございました。こういったことを踏まえまして、本日5箇所についての素案を進めた転用計画を公表したところでございます。さらに、残る10箇所のコミュニティセンターの転用素案についても本日公表したところでございます。

次に、改良住宅の管理・運営及び建替えの在り方につきまして、改良住宅も含めた市営住宅の入居実態や住宅ニーズ把握について21年度から調査を開始し、適正な管理・運営に向けた取組を進めております。また、改良住宅の空き家の有効活用を図るということで、留学生や子育て世帯などの「住宅確保に配慮を要する方」の入居を促すような取組をしております。平成20年度には市内の大学に在籍する留学生の住居として20戸の空き家を整備し、平成21年度は更に10戸の空き家整備を行っております。修正部分ですが、今

述べました取組状況の二つ目の「留学生等」の箇所では、留学生や子育て世帯を対象にするという意味で「等」を含めております。また、公営住宅と差異のあった取扱い、具体的には共益費、駐車場、家賃減免について、一般の公営住宅と同一の制度に移行をしております。

4点目につきましては、京都市内でも最大の地区である崇仁地区における環境改善についてでございます。こちらはまだ事業自体が残っている地区でございます。総点検委員会において、将来的な見通しについての検討委員会を設けるよう報告を受けました。これを受けて市民、地元まちづくり組織の代表、有識者で構成する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」を設置し、崇仁北部地域全体を視野に入れた将来ビジョン、余剰地の利活用、多様な住宅供給、住宅地区改良事業を早期完了させるための事業推進方策の4つの検討項目について検討していただいております。昨日開催されました6回目の委員会では、崇仁地区将来ビジョン報告書（素案）が示されました。その概要としては、まず、住宅地区改良事業を早期に完了させるためには、土地区画整理事業との合併施行という手法を求めていくべきで、それから、その成果である事業用地の集約化により土地の新たな活用をすべきであるということです。その利活用には、市の施策等のシンボリック施設、京町屋や低炭素化にも貢献するような木造の施設の導入を検討すべきであるという提言も昨日頂いております。

次に、5点目の市立浴場等の地区施設の在り方に移らせていただきます。地区施設のうち市立浴場については、昨年5月から40円の入浴料金改定を実施し、民間浴場との格差を縮めました。また経費節減につきましては、職員嘱託化の推進、光熱水費の節減などについて取り組んでいるところでございます。また、学習施設や保健所分室のところでございますが、学習施設については昨年の3月末で高校生の学習相談等の事業を廃止し、保健所分室については健康相談事業等を廃止し、施設も4月で閉鎖しています。現在暫定的な活用又は閉鎖しているこれらの施設の今後の活用につきましては、先ほど御説明のコミュニティセンター本館の転用と併せて、全市的な活用を図るための検討を進めているところでございます。

6点目の市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方につきましては、まず産業観光局で所管してきた企業啓発業務を人権文化推進課に移管し、市民と企業という両面からのより効果的な啓発事業を行える推進体制としました。具体的には、「あい・ゆーKYOTO」という市民向けの啓発雑誌と「ベーシック」という企業向け雑誌を発行しておりましたが、それらについて（すべてではないのですが）合併号を発行することとして取り組んでおります。さらに、行政だけでなく市民の自主的な取組の支援に重点を置く視点から、市民団体が講演会等を実施する際に補助を行うということで人権啓発活動補助金の予算額を増額しており、補助金の利用件数も増加しているところでございます。

以上の6点の点検項目を総点検委員会にお願いいたしまして、結論を頂きましたことについて21年度に進めてきました取組を説明させていただきました。以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。前回も多少議論致しましたが、その議論も経て修正されたものを御説明いただいたわけでございます。御質問ないしコメントがありましたら、委員の

ほうから遠慮なくおっしゃってください。

【石元委員】

昨年の6月にもいろいろと質問をしていただいたの感じがつかめたのですが、それに重ならないように意見を言いたいのですが、6点目の「市民意識の向上」に向けた取組に関して、たまたま市民意識調査をいくつかの市（京都市ではないのですが）で実施していました、その際に調査票の最後に「人権施策について意見をお書きください」という、いわば自由記述欄を設けているのですが、2つの意見がよく出てきます。1つは最近のことですが、多くの市民が「同和対策事業がまだ行われている」というふうに思っています。家賃が安いとか同和地区は優先されて整備されているとか、あるいは奨学金について（新聞にも載っているのですが）相変わらず優遇されていると思い込んでいる市民が少なくないです。いわゆる「同和取り過ぎ」論ということ相変わらず書いてくる市民が多いです。そういった「同和行政がどうなっているのか」という理解を求めるような啓発が必要ではないかと思います。もう1点は昔からのことですが、相変わらず「寝た子を起こすな」論を書く方が多いです。いわゆる「教えるからかえって同和を意識するんだ」ということで、この「寝た子を起こすな」論というのは人権啓発を真っ向から否定する考え方です、これは昔からあるのですが相変わらずなくならないです。「どうして教育や啓発が必要なのか」という意義が市民に伝わっていないからです。そういった「同和行政の実態の誤解」ということと、それから「人権教育・人権啓発の意義の理解」の2点の啓発が京都市でも重要ではないかと思います。

【安藤座長】

ありがとうございました。市のほうでもお答えになることがあればどうぞ。

【事務局】

ありがとうございます。確かに同和行政に対する誤解は根強いものということは承知してしまして、私どもも、総点検委員会により徹底的に見直すという趣旨は、残された課題の解決も当然ですけれども、やはり同和行政そのものに対する市民の不信感や誤解を取り除かなければ解決に至らないだろうということで、抜本的な見直しに着手したのでございます。おっしゃっていただいているように、「どういう状況になっていて、どういう方向に向かっている」という実態をもう少しきちっと、行政としても説明をしていかなければならないと思っております。

それともう1点の「寝た子を起こすな」論についても、先生のおっしゃるとおりでございまして、本市でも施策や施設を廃止してなくせば済むというようには、決して考えているわけではございません。やはりそれで済むというのではなく、多くの市民の方が理解をしていただけるような啓発、あるいは誰もが差別を許さないという社会を作っていくために啓発をしていかなければならないというふうに思っております。いま先生がおっしゃいました「多くの皆さんの御意見」も当然かと思しますので、それに沿った効果的な啓発をしていきたいというふうに考えております。

【安藤座長】

ありがとうございました。ほかに新しい点でも御意見をどうぞ。

【松本委員】

2点目のコミュニティセンターの在り方について先ほども話がありましたが、15館のうち残り10館について本日利用の素案を公表されたとのことですが、よろしければどういう内容になっているのかを教えてくださいませんか。

【事務局】

実は全体で15館ございまして、第一次案ということでまず5館について計画を定めております。これについては先ほども出ていましたけれども、第2児童福祉センターとか子育て支援センターとか、ドメスティックバイオレンスの相談支援センターという具体的な別施設への転用というのがメインになっているような計画でございます。今回残りの10館について提示させていただいた素案といたしますのは、それを決めるプロセスにおいて、第一次案を決めるときには「具体案を行政から提示させていただいて意見を聞く」という手法をとったのですが、どうもやはり「行政からの押し付け」というとらえ方をされたこともございましたので、今回は、基本的には「市民が活動する拠点」という機能はベースとして10館とも持ち合わせるということで、それ以外の部分は白紙で、逆に市民の方から「こういう施設ではどうか、こんな機能が必要だ」といった御提案をうけて肉付けをしていくというような手法をイメージして進めておりまして、今回提出させていただいた第二次案は10館とも、基本的には「会議に使えるような機能」は残し、プラスの機能は「みんなで考えましょう」というような提示を考えております。

【安藤座長】

市民一般ということも大事ですが、建物の地域の方の「従来利用していなかった」層の声をどうやってくみ取るかについて、何か工夫はされていますか。

【事務局】

先ほどの第一次案の時点でも若干説明させていただきましたが、転用の素案を出した各地域のコミュニティセンターの会議室を会場として（以前は説明会という名前だったのですが）今回お出しした素案を説明して、来ていただいた方から御意見を聞くという会を5回もちました。今回10館について素案を提案致しましたけども、4月の中旬に10回（1館は別地域の分館のような形ですので9回になるのですが）かけまして「提案をいただく会」という形で、コミュニティセンターで転用の説明会をもっていくということで、できるだけ実際に使っている地元の方々中心の意見を聞くようなところももっていますし、幅広くは、ホームページ等でパブリックコメントを寄せてくださいというような取組もしております。さらに、各コミュニティセンターに「御意見箱」という箱を置きまして、そこに書いていただいた御意見を入れてもらおうとかいった取組を前回からしております。去年の4月以降、これまで使われていなかった方（地域の方も周辺の方もいらっしゃると思いますが）による新たなサークル活動がかなり増えております。前回の意見を募集

した時も、大半がそういうサークル活動のメンバーの方で、引き続き活動が続けたいとか是非ともこの施設を使えるように残してほしいといった御意見がかなり多いということで、安藤先生がおっしゃったように、地域の方ももちろんですが、周辺の方で新しく利用された方の声というものがかなり大きく出てきているというふうに考えております。

【安藤座長】

今の御説明で「従来どおり」ということは、今までも使っていたグループということですか。

【事務局】

いいえ。「従来」というのは「今現在使っている」という状態を引き続き使いたいということです。

【杉原委員】

同じコミュニティセンターの使い方の件なのですが、どのぐらいの大きさなのかよくわからないので私も見当がつかないのですが、15館のうち5館が児童福祉センターとかDVの相談支援センターとか、支援学校のサテライトや子育て支援センターといったことだったのですが、おそらくどの機能も地域住民にとってはかなり利用可能な機能だと思います。だから、むしろ15分の5というよりは、15分の15ぐらいにこういった機能が広がることによって、地域のだれもが「相談したい」あるいは「交流したい」というふうな場になるのではないかと思います。そういう意味で言うと、ことさら「案が」と言っているわけではないのですが、もう少し「多機能な」コミュニティセンターにするほうが地域の交流とか相談が盛んになるのではないかと思います。特に子育て支援の相談とか交流とか、なかなかDVの相談については、かなりプライバシーの尊重を図らなければならないところもあり、そう簡単にはいかないところもあるのですが、「一挙豪華主義」ではなくて多機能に行っていくほうがいいのではないかと思います。

【安藤座長】

DVだと、住んでおられる地域に近いところはあまり（特にシェルターとしては）機能しないので、そうなると、もしも用途を転換されたらそれこそ「広く、他地域でも利用可能」となるように、それから当事者の匿名性をどうやって守るかということについても、ある程度詳しく説明されるようにしたほうがいいのではないかと思います。

【康委員】

貸館事業について民間委託するということですが、今までコミュニティセンターを利用してこられて、それで地域を守ってこられたという実績のある所もたくさんあると思います。ですから、コミュニティセンターが地域に開かれてもっとほかの方にも利用していただくことはいいことだと思うのですが、今までそこを拠り所というか、部落の若者が集まり例えば太鼓の練習をするというつながりに勇気づけられてきたといった、今までの積極的な意味合いもたくさん聞いておまして、引き続きそういう人たちもそこで使えるよう

な形でお願いしたいと願っているのですが、民間委託されるということで、貸館の料金なんかもどのような設定となるのか、やはり民間よりは安く設定していただきたいとお願いしたいところです。「全く民間と同じ」ということでは、今まで利用してきた人たちが利用できなくなる、できていたつながりが切れてしまうということになるので、そうならないようにお願いしたいと思っております。

【事務局】

現在貸館事業を民間委託としているのですが、これは2年間の暫定措置ということなのですが、厳密にいきますと、民間（いわゆる会社）に委託しているケースと、従前から地域で活動しているNPOに委託しているケースと両方ございます。それと、先ほど申し上げましたように、今後の施設の転用を、杉原委員からもありましたように多機能に変わっていく部分もあるのですが、根底（ベース）にある「市民の身近な交流拠点」という機能だけは、どういう施設になろうが持っておきたいというふうには思っております。そういう意味で、引き続き地域でいろいろ活動されているような事業なんかも継続してできるような条件設定をしていきたいというふうに思っております。ただ、施設につきましては23年度以降に有料化することを考えております。その場合も、康委員からありましたように、全く他の施設と同一の料金というのではなくもう少し低額に、もう一つはこれから検討せねばならないのですが、活動内容に応じて減免するといったことも考えております。それともう一つ、できるだけ幅広く活動していただくという意味で、休日開所を有料化と併せて進めていきたいと思っております。

【栗本委員】

コミュニティセンターのところで2点あるのですが、一つは今お話していただいた点とかかわるのですが、以前他市で、生涯学習施設でお仕事させていただいたことがあるのですが、貸館はニーズが高くていろいろな団体の利用があり、中には市民グループと言えるのかわからないようなタイプの団体も盛んに申し込んでこられたりして、利用料金の設定も含めてどういうふうに受けていくのが難しいところがありまして、今おっしゃったように、コミュニティセンターの性格からして「どういう団体に利用してほしいのか」という点を、より明確な方針として打ち出させていただいたほうが元々の設置意義を損なわずに済むので、是非そこをお願いしたいという確認が1点です。もう一つは、開かれた利用ということで利用率なんかを挙げておられるのはいいことだと思うのですが、一方で廃止された理由の一つである、生活相談事業などを区役所で対応するという事になっているのですが、なかなか実態把握が難しいとは思いますが、これまでセンターを利用して生活相談をされていた方々がその後も困るような場面があった際に、うまく区役所に引き継いで相談などのフォローがなされているのかという点が少し気になりましたので、何か把握されているようなことがありましたら教えていただきたいのですが。

【事務局】

1点目の「貸館のニーズ等についての、コンセプトのようなものを打ち出す」という御提案ですが、確かに栗本先生のおっしゃるとおりでございまして、元々の施設の意義も十

分に踏まえうえて、利用いただける団体、(できるかどうかはわかりませんが) 減免するとすればどういった活動の場合に減免するのか、それらについてきちっとした方針は立てていきたいと思っております。また、相談事業が、先生がおっしゃったようになかなか見えにくくはありますが、いわゆる民間の業者に委託をしたコミュニティセンターにつきましては、京都市の教職員のOBを嘱託で採用致しまして(今年度限りの措置で、かつ地元のNPOに委託をしているところは省いているのですが)、高齢者の相談の窓口として(実際はそこですべて相談を受けるわけではないのですが) 内容に適した窓口をアドバイスするアドバイザーを1年間配置しました。4月当初は相談に来られる方々も若干多かったのですが、現時点では日に1件もないような状態ですので、そういう意味では、元々の統計からも改良住宅の管理の相談が圧倒的に多かったということですが、なかなか切実な問題についてセンターのほうに相談を持ちかけられていたということはあまりなかった、ということで相談事業の廃止という結論に至っているということもありますし、1年間の経過を見ましても、比較的スムーズに次の相談窓口に自ら行っておられるのか、来られた方についてはうまく引き継がれているのかなというふうには思われます。

【安藤座長】

言い忘れていたことがありましたら、事務局に直接御連絡いただいて結構ですので、もしほかになければ次の議題に移らせていただきます。また、全体の時間が3時間と長いので、途中で10分程度の休憩を置くことを予定していますので、あらかじめお含みおきください。それでは引き続き、議題(2)の「人権文化推進計画の各重要課題について ア 外国人・外国籍市民に関する重要課題の進捗状況」の御説明をお願いします。

【国際化推進室】

国際化推進室から参りました、交流推進担当課長の川口と申します。今日はこのような場で当室の取組について説明させていただく機会を頂戴しまして、たいへん感謝しております。お手元の【資料2の1】、冊子になっております【資料2の2】と、最後に緑色の「国際化推進プラン」という【資料2の3】の3点が関連資料となっております。主には【資料2の1】に沿って説明をさせていただきますが、詳細な資料が緑色の「推進プラン」に多く載っておりますので、随時御参照いただくような形で御説明させていただきます。

まず最初に、当室におきましては国際化を担当するという役割を担っておりますが、私が主に、日本国内におられる在日韓国・朝鮮人をはじめ、留学生やビジネスで来られる方等いろいろな形で暮しておられる方の施策を担当するという、たいへん役割の重い部分を担っております。基本的な認識と致しましては、このような外国籍市民の人権を守る、あるいは外国籍市民の方が自分の知識や能力を生かしていきいきと活動できるというまちをつくること、何も外国人の方のためだけではなくて、そういう方を含めたすべての市民がより豊かな生活をできるまちを作っていくことにつながる、という観点で仕事をしています。

それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず近年の動向ということで、広く国ではどうなっているかということの後、京都市がそれに対してどういう状況にあるかという単位で書かせていただきました。まず国におきましては、平成18年の3月に

「地域における多文化共生推進プラン」を策定しまして、それに基づいて各自治体で取組を進めるようにという、大きな意味でのガイドラインのようなものができたというふうに考えております。早速ですが、【資料の2の3】の推進プランの4ページをご覧くださいませうでしょうか。少し字が小さいのですが、ページの1番下、欄外の注の一番後ろにございますように、多文化共生推進プランの基本的な役割がここに掲げられております。その具体的な内容を（項目だけ）あげたものが同じ冊子の7ページからの見開き部分で、京都市が作成しました国際化推進プランの概要をまとめたものになっております。ページの左端が第2章、中央が第3章、右端が第4章となっておりますが、第3章は推進する施策ということで、具体的にどのような施策を実施していくかということをもとめた章なのですが、この章は大きく3つのグループに分かれておまして、第2章にございます「世界がときめくまち・京都」が、京都の魅力を発信するという施策をまとめています。その次が「世界とつながるまち・京都」で、世界との国際交流をどのように行っていくかをまとめており、最後が「多文化が息づくまち・京都」ということで、京都におられる方々に対して、どういう施策を行っていくかということをもとめたものになっております。この具体的な施策が、（1）のコミュニケーション支援、（2）の生活支援、（3）の多文化共生の地域づくりであり、さらに小項目と致しまして、（1）のコミュニケーション支援には、アの情報提供・相談事業の充実、イの日本語及び日本社会に関する学習の支援というような形で小項目をつけております。実は、この構成が国の多文化共生推進プランをそのまま引いておまして、国においては、このような類型に施策を当てて各自治体で取り組んでいくようなことを書いております。【資料2の1】に戻りまして、このプラン作成に至った背景としましては、我が国における外国人登録者の数が、平成6年から平成16年の10年間にかけて46%も増加するという大幅な伸びを示しています。そういう中で、外国人というものが一時的に日本にやってきて、しばらく働いたら帰国される労働者の方である「在留管理」、つまり一時的に日本にいらっしゃるととらえる以前の段階から、生活者・地域における住民として日本に根を下ろした方々であるというふうに視点が変わってきております。また、地方自治体の施策が、10年以上前は国際交流、少し進んで国際協力という段階であったのが、第3段階として、日本にきた方々ができるだけ地域の住民として生活していただくという、多文化共生に視点が変わってきたと、また変えていく必要がある段階にきたというような認識に基づいてプランが作成されたと考えております。その内容が、先ほど申しました本市のプランの7～8ページにあるようなものとなっております。このプランが策定されたのが平成18年の3月ということで、私たちは平成20年の3月に（緑色の冊子である）京都市のプランをまとめたという時系列になっております。

次に、新たな在留管理制度の導入についてですが、これは昨年7月の法改正に基づく内容となっております。内容が非常に多岐にわたりますので、非常に大事な事項を2点だけ挙げさせていただきます。21年7月に法改正がございまして、それから3年以内である平成24年7月までに、関連する事項の改正を行うということが定められております。そのうち最も大きなものが入国管理制度等で、入管法及び外登法の両方の内容をまとめた新たな在留管理制度を作っていくという部分につきましては、実施が最も先のほうになっておまして、24年の7月までに行うということになっております。現在（22年3月）の段階では、どのようにするかという細目は示されておきませんが、近々に導入されるこ

とは間違いありませんので、私たちとしても制度を注意深く見守っていく必要があると考えております。この中で時期の近いものを挙げますと、22年7月に、就学生という在留資格が留学生という在留資格に一本化されることが迫っております。就学生と申しますのは、我が国の場合、留学生の前の段階として日本に来られている方が非常に多いという特徴があります。京都市内にも10を超える外国人専門の日本語学校がございます。このような日本語学校に通う方につきましては、就学ビザが発行されるということで1,500人くらいはいらっしゃいます。留学生の総数が4,600人くらいということですので、その3分の1はこのような方ですが、今年の7月には在留資格が一本化されるという状況でございます。

次に、京都市の状況について御説明致します。国のほうでは外国人が平成6年の135万人から平成16年に200万人になったのですが、本市では、平成6年におきましては4万4千人強だったのが平成16年には4万2千人ということで、見かけ上は3%の減少になっています。これは国の状況と大きくかい離しているのですが、当然理由がございまして、プラン63ページの「本市における外国人登録者数の推移」をご覧くださいなのですが、平成6年（1994年）の登録者総数44,299人のうち、韓国・朝鮮人の方が35,773人（割合にすると80%）を占めており、中国籍の方は4,456人（同10.1%）となっていましたのが、平成16年（2004年）になりますと大きく状況が変わっておりまして、韓国・朝鮮人の方は約2万9千人（同70%弱）で、逆に中国籍の方が3千5百人以上増えまして、割合も18%以上になっているということになっています。減少した韓国・朝鮮人の方の分をすべて中国籍の方が増えているということではなくて、細かく見ていきますと、フィリピン人の方は、平成6年に446人だったのが平成16年には953人と倍増しております。次いでイギリスにつきましては、240人が350人にかかなり増えています。このように、外国人登録数だけではあまり変わっていないのですが、新たに京都市に在留するようになった外国籍の方は非常に増えておりまして、国の46%と同じかどうか統計をとっていないのですが、実態としては京都に来られた外国籍の方が増え続けており、この傾向は平成16年以降現在に至るまで続いていると考えられます。それではなぜ韓国・朝鮮人の方が減少しているのかということなのですが、いろいろ指摘されている理由の一つは高齢化が進んだとか、少子化が影響しているとかいう理由です。といいますのは、韓国・朝鮮人の方の多くは戦前から我が国に住まわれている、又はその子孫の方で、日本語は十分に話せるけれども国籍が異なるという方がかなりの部分を占めておりまして、帰化や日本人との結婚によって生まれた子どもが日本国籍になるとかいうような状況から、外国人登録数としてはかなり変動してきているのではないかと考えております。このような大きな異動があるなかで、本市としての近年の取組を3点あげております。1点目は外国籍市民の意識実態調査で、平成19年7月に実施を致しました。調査の実施に当たりましては、世界人権問題研究センターの方々にも多大のお世話になっております。この調査の概要を冊子の66ページに掲げておりますので、ご覧くださいようお願い致します。この調査は定期的実施するとして前回は平成9年に実施しておりまして、調査内容には10年前（平成9年）との数値の比較を含んでおります。本市にお住まいの、20歳以上の外国籍市民の方を3,700人抽出致しまして、その方々に郵送で調査票を送付する形で実施しました。そして982件の回答を頂きまして、その

内容を踏まえて「京都市国際化推進プラン」を作成したという流れになっております。

次にプランの5ページをご覧いただきたいのですが、こちらにはプランの目的と位置付けが記載されております。本市におきましては、国際化推進大綱というものを平成9年にまとめているのですが、以来10年間の流れの変化に対する反応をまとめまして、国際化推進プランを作成しているわけです。このプランは、平成20年から平成29年までの10年間に京都市が何をやっていくかをまとめたものとなっております。このプランの中では、先ほども申しました京都の魅力を発信する事業だとか、国際交流・国際協力に関する事業もございますが、本日御報告致します内容は、「多文化が息づくまち・京都」ということに対して何をしていくかということでございまして、具体的にはプラン11ページの(3)をご覧いただきたいのですが、そこに現状の認識と今後の方向性をまとめておりまして、特に太字の部分が要点となっております。京都市では4万1千人以上の外国籍市民の方が暮らしておられますが、前回まとめました大綱におきましては、このような方々を「国籍は違いますが、同じく京都にお住まいの方」として、「外国籍市民」という考え方を打ち出して大綱をまとめたのですが、推進プランの策定に当たりましては「外国籍」という国籍だけに注目するのではなくて、それの方がどのようなルーツを持っておられるかと、日本以外にルーツを持っておられる方も国籍は日本であるが同じく施策の対象に考えていくべきだという考えをもちまして、太字部分にもありますように、「外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人を含め外国にルーツをもつすべての人が暮らしやすいまちを目指す」ということをプランの大きなコンセプトにしております。それからもう1点が、12ページにございますように、外国籍市民や外国にルーツを持つ方すべてが暮らしやすいというだけではなくて、その方々が持っておられる知識や能力を生かして地域社会で活躍できるようなまちを目指していきましようというのが、このプランの大きな2つ目の指針でございます。なお、プランの具体的な施策につきましては、後ほど触れさせていただきます。

3点目に、外国籍市民施策懇話会の見直しということを取り上げております。この外国籍市民施策懇話会は、国際化推進大綱におきまして、外国籍の方の声を直接聞いて外国籍市民施策にどう反映していくかについて検討していく場として、大綱から生まれた大きな事業計画です。平成10年以来、これまで10年間取組を重ねてまいりましたが、プランを作るに当たりまして、今までの「外国籍市民」という考え方を「ルーツを持つ方」まで広げようということで、外国籍市民施策ではなくて多文化の共存を進める施策にまで取組範囲を広げましようというように懇話会を見直すこととしました。来年度（平成22年4月）からは「多文化施策懇話会」という形で、新たにスタートしていくことにしています。以上が近年の動向でございます。

次に現状と課題ということで2点挙げております。1点目は平成19年に行いました外国籍市民意識実態調査からということで、京都に住んでおられる外国籍市民の方がどのような状況であるかということ、オールドカマーとニューカマーという呼び方によって表現をしております。まず言葉の定義については、どこかで決まっているというものでもなくて、当調査において定義をしたということですが、非常に状況がオールドカマーとニューカマーで違いますので、私たちが施策を展開するうえでこのような意識付けをしております。まず具体的にオールドカマーと呼びますのは、昭和27年以前から日本に住んでお

られる方、又は日本で生まれた方を指しております。それ以外の方がニューカマーでございまして、外国で生まれて昭和28年以降に日本に来られた方という定義にしております。オールドカマーの方のうちの日本生まれの方が92%ということは、外国で生まれて昭和27年以前に日本に来られた方がわずか8%になっているということで、世代交代が進んでいるという状況です。対しましてニューカマーの方の日本での通算在住年数を調べておりますと、3年未満の方が35%ということで、これは留学生などが大きな割合を占めておりますが、それに対して10年以上住んでおられる方がそこそこいらっしゃるということで、ニューカマーの方はわりとばらつきがあり多様性があるという状況になっております。このオールドカマーとニューカマーの状況を対比したのが上の表になっていまして、まず人数の割合で言うと6対4の割合でオールドカマーのほうが多く、次に国籍は、オールドカマーの方は韓国・朝鮮人の方が97%ということで大半を占めておられるということです。それに対しましてニューカマーは中国籍の方が4割、アメリカとフィリピンの方が6%ずつということで、あとは小さな割合ずつ住んでおり、非常に多様性があるということです。次にかなり異なっているのが年齢構成でして、オールドカマーの方は50代以上の方が62%となっており、30代以下の方が23%ということで高齢化が進んだ状態になっています。対しましてニューカマーのほうは、30代以下の方が7割と若い方が大半であります。以上からそれぞれの課題・要望はかなり異なりまして、オールドカマーの方の場合は「参政権が認められていない」あるいは「日本国籍取得の手続きが簡単であるべきだ」といったような御意見を自由記述欄では頂戴しております。対しましてニューカマーの方に圧倒的なのは「日本語が話せない」「日本語を学ぶ機会がもっと欲しい」という点が要望として挙がっております。これを反映致しまして、事業と致しましても行政情報や病院情報など、日常生活の場面で分かりやすいことばで情報を提供してほしいという要望も出ております。以上が、本調査からの引用でございます。

次に、平成20年度の外国籍市民施策懇話会の報告書からの御報告をさせていただきます。この懇話会につきましては、毎年4回の会議を開きまして、どのような課題がありどのようにしていけばいいかということ話し合い、それを年1回懇話会の報告書という形でまとめて市長に提出いただくというものです。ここに7点挙げましたのは平成20年度の懇話会の報告書にあったものでして、幅広い内容となっているのですが、1点目は防災情報の多言語化、提供方法の多様化ということで、防災情報というような生命にかかわる大事な情報が、日本語だけでは特にニューカマーの方に十分伝わっていないことが（留学生の方から多く出た意見です）考えられるということです。次に提供方法の多様化ということで、従来から多言語のFM放送と提携をして緊急時には情報提供するというのもしておったのですが、もっとベーシックな形で、例えば地域の防災訓練に参加できるように情報提供をしてほしいというような意見もありました。3点目は外国人コミュニティや多文化共生・関連団体との連携ですが、これは市のほうでいろいろな施策を実施したり情報提供をしても、地域で暮らすレベルの方々までは情報が行き届いていないのが大きな課題であり、それを解消するために外国人コミュニティと積極的に連携をとって、コミュニティを通じて情報を提供してはどうかという御意見を頂いております。4番目の留学生の受入環境の整備、国への提言、これにつきましては国が留学生の30万人構想を打ち出したことに対応致しまして、当然地域に暮らす留学生の方が増えてくるので、それを解決する

ために当然自治体でやれることはやるけれども、国に対しても十分に役割を果たすよう提言していくべきというものでございます。5番目の外国籍市民が多く居住する地域における多文化共生のまちづくりですが、これは京都市では（地域によりましては）外国籍市民の方が多くおられるエリアもあるわけですし、そういう地域では多文化共生のまちということをもっと打ち出すべきではないかというご意見です。6番目は人材の育成ということで、このような取組を実際に進める能力・専門性を持った人たちを育てていく仕組みをつくるべきであるというものです。最後は文化的・宗教的な理由による要配慮者、これはイスラム圏の食事の問題や、礼拝、それから墓地ができないといったことから出てきた意見でございました。これらの意見を踏まえまして、本市としてはできるものから取り組んでいくという状況でございます。

次が主な取組内容と実績ということで、基本的には平成20年度の実績を挙げております。これはプランの施策の体系に沿いまして代表的な事業を挙げているのですが、プランの7～8ページに戻っていただけますでしょうか。（1）のコミュニケーション支援では、アの情報提供・相談事業の充実と、イの日本語及び日本社会に関する学習の支援に分かれているということで、情報提供系の主要な事業としまして、外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業があります。これは区役所の窓口に来られて、区役所の職員の説明もよく分からない、あるいは職員のほうでも外国籍の方が窓口に来られたけれどもいま一つ状況が分からないといった時に、市民の方又は行政の窓口から電話をしていただけるというもので、英語・中国語で（曜日は限られていますが）10時から16時の長い時間サービスをすることで、20年度には332件の御利用がありました。イは日本語を学ぶための導入部分（基礎編なのですが）の取組と致しまして、国際交流協会による日本語教室をしましたところ、かなり御利用をいただいている状況です。次の（2）の生活支援は、教育・子育ての問題、福祉・医療の問題、防災対策、最後に留学生という幅広いまとめ方になっておりまして、それぞれご覧のような実績が挙がっております。この中の医療施策につきましては、市内の4病院で英語・中国語・韓国朝鮮語で通訳ができる人を無料で派遣する取組なのですが、実績1,242件のうち英語が8件ある以外はすべて中国語となっております。やはり中国からのニューカマーが多いという状況を反映していると考えております。（3）の多文化共生の地域づくりにつきましては、アの社会参画の促進、イの多文化を尊重する意識啓発・人づくりという大きな2つの分け方をしておりまして、アで挙げております外国籍市民施策懇話会の運営については、委員12人中公募委員が7人で全員外国籍であるという、特色のある懇話会となっております。次のイが直接人権にかかわる部分ですが、民間企業に対する啓発ということで、人権文化推進課で作成している「ベシック」に時々記事を載せてもらうほか、多文化への理解ということで（京都にゆかりのある）朝鮮通信使に関する啓発発信事業にも取り組んでおります。最後が学校において外国の文化に触れる機会の充実ということで、これは京都らしい事業ということになっているのですが、京都にお住まいの留学生の方に協力いただきまして、その方々を登録して小中学校の授業に派遣するという取組を行っています。この事業は非常に好評なのですが、授業の一環として取り組むことからかなり仕込みに時間がかかりまして、なかなか十分には打ち切れていないのですが、直接生徒・児童が外国人の留学生と遊んだり話したりする、非常によい授業であると考えております。

以上で説明のほうとさせていただきます。

【安藤座長】

ありがとうございました。おそらく詳しく説明いただいたのが初めてということもあり、内容も多岐にわたっているのですが、御質問などはございますでしょうか。

【康委員】

御説明にありましたように、京都市でも国全体でもそうなのですが、外国籍市民をめぐる状況としては、特別永住者（オールドカマー）とニューカマーと呼ばれる他の外国人の方との状況がずいぶん違うということで、片や日本語に不自由することはないけれども高齢者の支援が必要となっているとか、また子どもたちの教育の中で、日本人と同等の教育を受けるといふ点では問題はほとんどなくなっているものの、子どもたちのアイデンティティーをどういうふうにしていくのかが問題となっています。片やニューカマーの場合には、日本語支援から始まっていろいろな社会状況に適応していけるようにいろいろな施策が必要となってくると、ずいぶんと状況が分かれてしまっています。まずその点についての、市民の意識・理解はまだまだ得られていないです。外国人問題・外国籍市民の問題とか多文化共生ということばを聞いても、何をイメージしていいかわからない市民の方々がとっても多いように思います。京都市の場合は旅行者や留学生が多いですから、そういうイメージでとらえられてしまったときに、実際には京都市の場合オールドカマーが多くを占めている状態であるのに、その問題が見過ごされがちなのではないかと思っています。このプランの中で推進する具体的な施策として、第3章のコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりと全体をざっと見ますと、ほとんどがニューカマー向けの施策ではないかと思っています。オールドカマー向けの施策がまったくないわけではないですが、高齢者や障害者の外国籍市民、年金受給者はやはりオールドカマーですから。それと大切なのは教育だと思います。教育の中で、もちろん日本語を理解できない児童・生徒に対する指導、ニューカマーの子どもたちに対する教育も大事ですが、オールドカマーの子どもたちに対して、また、外国籍にとどまらず外国にルーツを持つ人たちという意味では、外国人の子どもたちや帰化をされた方の子どもたちも含まれるのですが、そういう人たちに自尊感情を育てるといふか、自分は何者なのか、自分のアイデンティティーをどういうふうに確保したらいいのかを、しっかりとぐくんでいくことがとても大事なことになると思います。そういう意味では、国際理解プログラム（とてもいい事業だとは思いますが）だけではなくて、外国籍又は外国にルーツを持つ子どもたちがもっと自分のことを肯定的に受け入れていけるようなプログラムに、もっと力を入れていただきたいと思います。それは今まだないわけではなくて、昨年の4月に京都市で初めて「土曜コリア教室」ができて、運営をしているというふうに聞いております。私も昨年「民族の文化にふれる集い」に参加しまして、そこで報告の映像を見せていただいたりもしたのですが、非常によい活動が昨年の4月から始まったということでたいへん喜ばしいです。私も自分の子どもが小さいときに、ずっと「こういうものが作られないかな」と要望しておりましたが、ようやく第一歩が始まりました。「土曜コリア教室」ですが、もっと長い目で見れば、中国人の子どもたち、ブラジル人の子どもたち、フィリピン人の子どもたちと、将来的にそれ

ぞれの教室ができたらいいなと思いますし、また市内1箇所ですら現在開かれていませんので、ずいぶん遠方（伏見、西京、北など）から子どもたちが集まって来たり、定員があるので断った児童もいると聞いています。できれば市内に何箇所か増やしていただいで、どんどんこういう事業の始まりにさせていただきたいと願っております。この事業はもしかして国際化推進室ではなくて、教育委員会が実施している事業という「縦割り」もあるかもしれませんが、もう少し、例えば【資料2の1】「人権文化推進計画の各重要課題について 外国人・外国籍市民に関する重要課題の進捗状況」の「主な取組内容及び実績」のところに「(1)コミュニケーション支援」として国際交流協会での日本語教室「やさしい日本語」193人「日本語クラス」5, 236人とありますように、こういう事業の一つ一つに光を当てていただきたいと思います。また、国際理解プログラムもとてもいいことだと思うのですが、派遣31件といっても京都市内の小学校約180校、中学校も合わせると約300校あることを考えれば、もっともっと派遣を増やしていただければと思います。

【安藤座長】

国際理解だけでなく教育にも関する御意見ですので、関係部局でお答えできることがありましたらお願いします。まずは国際理解の点からどうぞ。

【国際化推進室】

お励ましのことばをいただき、ありがとうございます。私たちもたいへんうれしく思います。全般的な話としまして、外国人という旅行者や留学生ばかりが目につきまして、日本で暮らしている方が見えてこないというのは残念な状況です。「京都で暮らしていく地域の住民と一緒にやっていこう」というのがプランの趣旨ですので、その方々が見えない状況ではいけないと思っておりますし、外国人の方が地域で活躍できる機会をどんどん作っていくというのは、プランの「(3) 多文化共生の地域づくり」の中に施策が込められております。平成22年度の新規施策と致しまして、「国際文化交流大使」という制度を創設することを検討しております。これは京都にお住まいの方に「大使」という（名前はたいそうなのですが）それぞれの国の文化や習慣を、市民に身近なところで見せてもらうというもので、こういう交流活動を通じて、本人にとっては社会参画なり発表の場を提供すると同時に、市民の方にとっては遠い所に行かなくても、京都のいろいろなところで身近に他文化に触れることができるということで、市民同士での理解が深まればという願いがこめられた事業です。年度後半から具体的な派遣ができるように、年度前半は大使をしていただく方を募集したり、みなさんに周知をしたりというような活動を進めていきたいと考えています。

【安藤座長】

教育委員会からは何かありますでしょうか。

【学校指導課（教育委員会）】

私から補足説明をさせていただきます。確かに委員御指摘のとおりでございまして、京

都市におきましては、かねてから在日韓国・朝鮮人の児童・生徒に対する民族差別をなくすということを、大きなテーマとして従来から取り組んできたのですが、平成4年（1992年）に「京都市外国人教育方針」を策定し、「民族の文化にふれる集い」はそのときから開催しております。それ以降もちろん外国人教育に取り組んできたのですが、在日韓国・朝鮮人の児童・生徒数そのものが減ってきていることがまず1点、(韓国・朝鮮にルーツを持ちつつ)日本国籍を持つ子どもが増えてきているというのが1点、もう1点が在日韓国・朝鮮人だけではなくて中国国籍あるいはフィリピンからの子どもも増えているというようなことを、平成19年に調査をしてまとめたところでございます。その調査をもとにしまして、平成21年3月に「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」という指針を出しました。その中身につきましては、先ほど挙げたような問題意識の中で、従来は国籍が一つのメルクマール（指標）であったものが、ルーツを持つ子どもたちにまで学校の中で目を向けてほしいとしているところです。また、中国などのニューカマーの子どもたちへの日本語指導を中心とした取組を学校にお願いしています。もう1点としては、資料が20年度としてまとめられているため記載されていないのですが、21年度から土曜コリア教室、つまり韓国・朝鮮の文化（言語、歌、食べ物）にふれる機会を作っています。もうひとつ韓国・朝鮮だけではない多文化共生プログラムという事業を新規で作りまして、教育課程内外を含めて外国の多様な言葉や文化にふれるための予算を確保しております。ここにありますPICNIKについても、予算を活用して学校が利用しやすいものとなっておりますし、今後、この利用が増えるのではないかと考えております。

【松本委員】

1点確認をさせていただきます。国際化推進プランということで、ずいぶん内容のある冊子を御紹介いただいたのですが、新しく京都に来られる留学生や旅行者は多くおられる中、一つは視点が留学生や旅行者ということですが、「京都に住みたい、定住したい」と考えて来られる方が増えてきていると思います。留学生として京都に来たけれども結局また京都から出ていく、旅行者として京都を訪れて「京都はいい町なので住みたい」と思ったとしても結局は通りすがりとなってしまいます。国際化の中で「京都に住みたい、京都で生きていきたい」というニーズに対して、どう国際化の施策を位置付けていくのかという視点が足りないのではないかと感じました。というのは、最も大きな点として就労の問題が係ってきますので、就労の機会をどうやって確保していくかということが、新しく京都で生活していくという人に対応する中で京都が発展していくということになるのですが、現在学生とか旅行者とか、京都におられる方を中心とした施策は（コミュニケーション等）あるのですが、就労という位置付けでのまちづくりを考えていくべきだと思います。国際化の推進に係る施策を見せていただいても、その問題がどのあたりに入っているのかが不明で、(就労の概念が国際化の問題から外れるのかもしれませんが)それらにも力を入れるべきではないかと感じましたので、意見として述べさせていただきました。

【国際化推進室】

たいへん貴重な御意見ありがとうございます。就労という点は（特に留学生の分野に係るのですが）、来ていただいたのはいいとしても「出口」をどうするのかという中で大きな

課題となっております。先ほどの意識実態調査の中でも、京都への定住志向というのは10年前と比べてかなり高まりがありまして、市としてはうれしいと思うのですが、外国人の方が住むとなると次は職の問題が出てきます。外国人の就労対策全般としては、正直これというものはできていません。京都府のほうで一定取組をしている部署もあるかと思いますが、それほど解決策という形にはなっていないです。今現在何をしているかと申しますと、特に留学生の方で（日本で勉強して母国へ帰る方もいらっしゃいますが）日本で就職したいという方が相当数いらっしゃいます。特に京都の留学生のうち7割ぐらいの方がアジア圏から来られていますが、その方々は日本（京都）で働きたいと多くおっしゃっています。それを受けまして、現在（平成21年度の補正予算で確保したのですが）留学生の方に企業とのつながりができるような情報交換の場（インターネット上のウェブサイトを使った電子掲示板）を整備しまして、留学生の方にできる活動を紹介したり、企業からのアルバイト・インターンの募集を紹介したりといった情報交換ができるようなシステムを作ろうとしているところです。平成21年度予算によりほぼ整備もできましたので、平成22年度の早期に立ち上げていこうとしているところであります。就労対策については、重要性も十分認識していますので、今後も施策を進めていきたいと思っております。

【栗本委員】

教育にかかわることで大きく2点あるのですが、一つは先ほど康委員からもありました子どもたちへの教育についてですが、もちろん公立学校の中での外国人教育というものもあるのですが、プランを拝見しますと、わりと明確に民族学校やインターナショナルスクールなど外国人学校に対する支援充実の検討を打ち出されておられて、本当にこれはタイムリーというか、残念ながら大阪府では高校無償化について残念な議論がありまして、大阪市内で民族学校の生徒さんがビラまきをしているのに出会って胸が痛いのですが、市として（市・府・国でされる取組の位置付けの違いがあるとは思いますが）積極的に支援充実ということを打ち出しておられるので、そのあたり具体的にどのようなことが進んでいるのかをお聞かせいただければと思ったのが1点です。1点目とかかわるのですが、昨年の12月に京都市内の民族学校に対する著しい人権侵害、在特会という非常に極端なグループによる行動があって、（報道で間接的に知っている範囲でしかないのですが）従来は地域の住民の方がとてもサポーターズに学校を受け止めておられて、実際に問題となっていた公園の使用についても柔軟に受け止めていくといったようなことが、住民の方々の中に意識としてあったからこそ、市においても柔軟な対応で臨まれていたのかなというのはあるのですが、ああいう苛烈なことがありますと、住民の方々もニュートラルな立場をとっていらっしゃったのが逆にしんどくなってしまうのではないかというふうに思いまして、そういう時こそ是非市の姿勢としまして、学校を支えてこられた住民の方々を市のほうでも支えるというような立ち位置をとっていただきたいと強く思いました。

もう一つ、多文化共生の地域づくりに関して、先ほどからPICNIKプログラムについての紹介があったりするのですが、当懇話会の委員として人権啓発に係る立ち位置から言えば、「多文化」ということはもちろん大事なのですが、「文化ヘシフトしてしまうことへの懸念」といいますか、やはり人権の視点を強く打ち出すというのが重要ではないかと思えます。世界人権問題研究センターのほうで調査された「日本社会の差別と偏見」とい

う中で、現在でもオールドカマーの3割以上、ニューカマーの4割が何らかの差別を感じているという結果が出ているようですし、いろいろな文化に触れる機会の拡充自体はそれで大事なのですが、一方で国際理解教育の分野においては「3F」という批判があるぐらいでして、「フード、ファッション、フェスティバルで国際理解を得るのはもうやめよう」という批判はもう10年ぐらい前からあります。実際「日本社会の差別と偏見」の中でも、欧米系の方々は特に日常生活において好奇の目で見られたり、避けられるような態度を示されるといった差別、つまり珍しい文化の人、珍しい習慣の方といった目線を向けられることへの違和感を感じていらっしゃる方があるということなので、もちろん多文化も入口として大事なのですが、やはり文化理解からもう1歩2歩踏み込んで、人権という視点から同じ人間、共に暮らす市民として、違っていながらもお互いの持ち味を生かして、違いを差別にしないためには何が必要なのかまで踏み込んでいくようなアプローチが必要なのかなと思います。現在の時点での取組及び実績では、そのあたりがやや明確にしづらいということですが、これからの取組に期待したいと思います。

【国際化推進室】

重要な御意見をたくさん頂きまして、とまどいつつもあるのですが、まず外国人学校に対する支援ということでは、本市では大きな項目に位置付けておりまして、外国人学校とひとくちに言いましても、従来からある民族学校とそれ以外はニューカマー（京都の場合はニューカマー自体に長い歴史があるのですが）を対象とする学校とでかなり支援の形態が違うというふうに考えております。まず民族学校につきましては（主に教育委員会で実施しておりますが）従来から一定規模の財政支援を継続しております。学校のほうからはいろいろと御意見は頂いていますが、全体的なバランスの中で本市としてできることをやっていくことを考えております。もう一つの、新しく外国から来られた方に対する学校（京都には英語の学校とフランス語の学校がありますが）に対しては、先ほど松本委員から御指摘いただきましたけれども、教育機関がしっかりしているということが、そのような言語圏から来られている方にとっては、どの都市に住もうかということに分ける非常に重要な分け目になっているという御意見も伺っています。例えば京都における英語のインターナショナルスクールは中学校までしかないですが、これが高校まであれば（高校まで来れば大学が見えてくることもあり）他都市から来たいという方もいらっしゃると思いますので、できる限りそういうことを実現していきたいと思いますが、なにぶん民間の学校に対して京都市が後方支援を行うことから、どこまで成果が出るかということは別として、京都に世帯として安定的に暮らしていただくためには重要なインフラだと思っております。

次に、平成21年12月に南区の朝鮮学校に対して特定の団体が抗議行動をしたことにつきましては、私どもも非常に深刻に受け止めておりまして、これに関しましては、外国籍市民施策懇話会のほうで緊急提言をするという活動を行いました。これには2点ありまして、このような行動が京都市として良くないという意思をきちっと示すために、市民啓発を充実すべしということが1点と、もう一つは市職員の研修にも力をいれるようにという内容の提言を頂きまして、これについては速やかに具体化を図っていききたいと思っております。

最後の「文化交流にとどまらず、人権の意識をもっと色濃く明確に打ち出すべき」とい

う点ですが、これは非常に私どもも困っていると言いますか、正直どうしたらいいのかという点が具体的に見えているわけではありません。ただ、期待するのは共に暮らしている市民だということをお互いに理解しようと、外国籍市民の方が地域に暮らしていることが自然に目に入ってくるという状態（例えば、気づけば町内会長をしているなど）になればいいなというようには思っています、確かに「フード・ファッション・フェスティバル」ではだめだという点は我々も認識しております。今回の新規事業の「国際文化交流大使」というのは「とっかかり」と言いますか、同じ生活者、同じ市民であるということをつかってもらふべきということで、他文化の美しい点だけではなく生活感のあるおつきあいができればと考えております。またこれに関しましては、先進事例等ありましたら私どもに教えていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

【安藤座長】

それではここでいったん休憩をさせていただきます。

（10分程度休憩）

【安藤座長】

それでは再開いたします。議題（２）の「イ ホームレスに関する重要課題の進捗状況」の説明をお願いします。

【地域福祉課（保健福祉局）】

地域福祉課で生活保護を担当しております松田と申します。本日はよろしくお願いいたします。私のほうからは、ホームレスに関する重要課題の進捗状況の説明をさせていただきます。資料につきましては、【資料２の４】、【資料２の５】を併せて御説明申し上げます。

まず近年の動向、現状と課題ですけれども、【資料２の５】の実施計画の１３ページの一
番下のほうに、平成２１年度の全国のホームレスの実態調査の状況がございます。京都市
の状況でございますけれども、平成１５年の２月に調査をしたときには６２４人という形
でホームレスが確認されたのですが、京都市は全国で７番目の３３５人という形で、数と
しては半減をしています。これはなぜなのかと言いますと、（この計画は第２期の計画です
が）平成１６年の８月に第１期の計画を京都市で作成しまして、それに基づきまして、例
えば就労による自立ができる能力、意欲のある方については積極的に自立支援センター等
での就労支援を行ってきました。そしてもう一つは、生活保護を適用して新たに居宅を確
保して、自立に向けた取組を行ってきたということでございます。その中で数としては大
幅に減ったということでございます。ただ、１２ページに平成１９年の１月に行ったホー
ムレスの実態調査（毎年は数を目視で数える概数調査だけなのですが、平成１９年には聞
取調査を行っております）における状況が、平成１５年と比較するような形で表に挙がっ
ておりますが、平均年齢は平成１５年と比較して４歳ほど伸びています。そしてホーム
レスの期間につきましても、１年未満が大幅に減っているのと対照的に５年以上の方が大
きく伸びています。そして、「きちんと就職して働きたい」ことを望む方については大幅に減
少しています。これは、就労できる方については就労支援によって施策を展開してきた結
果ではあると思うのですが、結果として年齢については高齢化しており、ホームレスの期

間については長期化しています。そして就労意欲については、自立意欲が少なくなっているというような状況が見てとれます。このような状況を踏まえて平成21年の3月に第2期の計画を策定させていただいたところでございます。14ページにございますとおり、ホームレスの方々が自らの意思で安定した生活を営めることを大きな目標としまして、特に取組の三つの柱の三つ目である、居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解、つまりいったん居宅を確保して生活をされてもまたホームレスにドロップダウンするということも考えられますので、いったん居宅を確保して生活を始めたならそれをできるだけ長続きしていただいて、自立をしていただくのが大きな課題と考えて、三つの柱の一つに掲げさせていただいております。そして【資料2の4】の2ページをご覧くださいなのですが、数はこういう形で大きく減ってきたわけなのですが、平成20年のアメリカにおけるサブプライムローンの破たんからリーマンショックにより世界の同時不況が勃発して、日本においても派遣切り、雇い止めに顕著にみられますように、雇用情勢が非常に大きく悪化しました。という中で、生活保護の申請も急激に伸びておりますし、ホームレスの状況も、住居と仕事を同時に失われるような方（若い方も含めまして）が新たにホームレスとして出現している状況でございます。このような中で京都市におきましては、施設としては更生施設として中央保護所というものがございまして、50名定員なのですが、平成20年12月以降は満室に近い状態が現在までずっと続いています。そして、このままでは入りきれないような状況にもなりますので、昨年11月以降については簡易旅館の借上げをして、中央保護所に入りきれない方に一時宿泊として入っていただいているというような状況が、新たに出現しています。

次に主な取組と実績について、ポイントを説明させていただきます。まず一つ目は、2ページ下の「生活相談等による各種ニーズの把握と個別事情に即した支援」です。これはホームレスに対する食料の支援という形で、以前（昭和59年）からホームレスの総合相談窓口とも言える下京福祉事務所におきまして、月曜日から金曜日までパン・牛乳を支給しておりますが、昨年8月からは土、日曜日も含めた毎日支給を実施しています。金曜日に希望される方は、土、日曜日も含めて3日分をお渡しするという形で拡充をさせていただいています。3ページの上から二つ目の表ですが、昨年11月から簡易旅館を借り上げまして一時宿泊事業を実施していると申しましたが、その数が記載されておりますのでご覧くださいませでしょうか。次に4ページの一番上に「自立生活支援員の配置」とあります。まず、ホームレスの方々には生活保護を適用して居宅を確保していただくのですが、原則として更生施設である中央保護所のほうに入っていただき、その中で居宅を確保することを決定した方につきましては、金銭管理でありますとか日常生活のルール（生活リズムを含めて）でありますとかを、中央保護所のほうで指導させていただいたうえで居宅に結び付けていきます。そのための支援を目的として自立生活支援員を配置させていただいております。これも平成20年までは2名体制でしたが、平成21年4月からは1名増員して3名体制で支援を充実強化しております。その下には「ホームレス医療福祉訪問相談事業」とあります。これは、現在ホームレスの方が多いのは河川敷なのですが、福祉施策を適用しようとすれば、これまではホームレスの方が自ら福祉事務所なりに申請に来ていただくというのが大きな要素でした。今回新たにアウトリーチ型という形で河川敷のほうに相談員に行ってもらい、「困っていることはないですか」という形で支援をしていくもの

で、そこで「実は福祉施設に行きたいのだが」ということであれば、一緒に福祉事務所まで来所して生活保護の相談に結び付けていくというような事業を、21年10月から実施をしております。それと類似の事業なのですが、4ページの一番下にあるとおり、健康問題のほうに特化をした訪問相談事業として、例えば保健師、看護師等の資格を持っている方に、同じようにホームレスの方が起居するところに訪問していただいて、健康問題に特化をして支援していくような事業も11月から実施をしているところでございます。そして5ページには「生活保護法による保護の実施」がございまして。この間生活保護を適用して居宅生活に結び付けてきた方もいらっしゃいますが、表には20年度と21年度の件数が載っております。一番右側に居宅確保件数とあり、平成20年度は（中央保護所以外の、例えば病院から居宅を確保するような場合、福祉事務所その他の福祉施設から居宅を確保する場合を含んで）251件なのですが、平成21年度（下の表）は2月末までで（中央保護所から居宅を確保したケースのみで）294件であります。同じように20年度の中央保護所だけで居宅を確保したケースになると195件となります。今年度は昨年度に比べてかなり多い居宅確保を進めていることになるのですが、すべてをトータルしますと、21年度は400件近くになるのではないかと見込んでおります。このように居宅確保にはかなり力を入れて進めてきております。

そして今後の施策の在り方でございますが、当然第2期の計画を策定致しまして、訪問相談事業、居宅支援、自立支援センターによる就労支援について継続して実施していくことはもちろん大事ですが、6ページ「3 居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」の②にあるとおり、ホームレス施策を実施する団体等に対して、その費用の一部を助成する「ホームレス地域サポート支援事業（仮称）」の実施を第1期の計画にも掲げておりますが、第2期の計画期間のうちに実施することを考えております。そして地域での理解、民間団体との連携による居宅生活を継続させるための支援を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、計画の24ページに「ウ 中央保護所による生活指導等の実施【充実】」とあります。先ほど申しましたように、中央保護所はほとんど満室状態であります。元々京都市中央保護所は、かつては河川敷等に定着されているホームレスの方を、心身の休養のために1週間程度入所していただくことが多かったのですが、最近は、生活保護を適用して居宅を確保していく方という形に入所者の質が変わってきております。さらに、その中でも精神疾患（うつ、アルコール依存症など）を有している方も見られるようになりましたし、身辺自立の困難な方も入所されるようになってきています。そのような中、中央保護所の更生施設としての機能をより高めていく必要があると内部で検討しておりまして、23年度からはより充実した支援ができるような形で、指定管理といった運営形態も含めて検討させていただいているという状況でございまして。

説明については以上でございまして。

【安藤座長】

ありがとうございました。全国的にも京都市内でもそうですが、結局ホームレスの高齢化、それに伴って就職意欲の減退、長期化といった傾向にあります。むしろ若い方はチャンスがあったら自分の力で機会を生かしていくということですが。ただいま京都の状況に

については御説明いただいたとおりですが、委員の方から御自由に御質問、コメントを頂きたいところです。

【栗本委員】

当事者への支援をいろいろな形でされているのはよくわかりましたが、私自身としては啓発の観点で1点気になったのが、実施計画の27ページの新規項目に掲げられている「地域住民等の不安感の除去」というくだりが気になったので調べてみたら、パブリックコメントなんかでも違和感が指摘されております。中でも「ホームレス同士による暴行事件等について」という記述について、何かそれが現状としてあったのかという指摘に対しては、「京都市においてははない」としています。それにもかかわらず市民の方々の意見を踏まえてこういった項目を入れているということで、上の「評価と課題」の部分で具体的に「大阪府大東市での…」と記述があるのですが、この部分は非常に難しく、住民の方々の不安を取り除くための警察などの警戒活動が、住民の方の目からするとむしろ当事者（ホームレスの方々）同士のいろいろな事件とか、ホームレスの方々が襲撃されないようにという警戒であったとしても、ホームレスの方が加害者になるというふうな不安感、偏見をむしろ助長してしまう危うさをはらんでいるわけです。不安感の除去というときにその不安が何に基づいているのか、それが偏見によるものであるとしたらその部分から変えていかないと、警戒活動をするだけでは不十分ではないかと思います。それを踏まえてお尋ねたいのが、文化市民局では市民向けの学習会で今年の1月にホームレスのことを取り上げて、非常にタイトルだけでも魅力的で「生きざまをどこまで自分で選べるか」という形で、ホームレスの方々を否定的に評価するのではなく、現在の社会状況の中でそうならざるを得ない背景を理解してもらうような内容を期待できるタイトルの集会が開催されたりしているようなので、そのあたり実際の市民の方々の参加とか、反応がどのような感じだったのかをお尋ねしたいのが1点です。もう一つは教育委員会の方なのですが、啓発活動の実施の中で、学校においては「全教育活動を通じて」と非常に全般的な形での書き方になっているのですが、実際にはホームレスの事件というのは、青少年によるホームレスの当事者に対する襲撃ということで、加害者にとっても被害者にとっても痛ましい状況が起こっており、現在民間では、「ホームレスの事業づくりネットワーク」という現職の教員の方やNPOの方を中心に、DVDを使った教材作り等に熱心に取り組まれているようなのですが、もう少し全般的な形ではなく、（女性とか、子ども、障害者問題のように）具体的な位置付けをした取組をしていただきたいと思うので、そのような制度はあるのか、少し難しい状況にあるのかということをお聞きしたいと思います。

【事務局】

人権ワークショップのほうで、「ホームレスになる人はそれぞれ自己責任ではないか」という見方は間違いで、そうならざるを得ない状況が背景にはあるということを伝える取組をさせていただきました。それ以外にも、ツラッティ千本において、ホームレスの方の実態をとらえた写真を展示してその実態を知っていただくという趣旨で、写真のほかにも実際にホームレスの方にインタビューをして、「なぜホームレスという立場になってしまったのか」を聞いた内容も展示した特別展をしております。市民の方にホームレスの実態を知

ってもらう取組としては、このようなワークショップや特別展をしています。

【学校指導課】

今御指摘いただきました「書きぶり」ということでございますが、実際問題と致しまして、主に小中学校における人権教育の内容は、これまでは大きく言いますと障害のある子どもにかかわる課題、あるいは外国人の子どもにかかわる課題、あるいは同和問題にかかわる課題として、それぞれ先生方の研究会をもっていろいろな活動をしているのが実態であります。今回出てきていますホームレスという課題につきましては、当然大きな社会問題であるとともに、暴力にかかわるようなことが絶対にあってはならないという意識は私ももっておりますし、学校でも持っていると思います。ただ、実際問題としてこれを個別の課題として取り上げるには、子どもたちにどういった形で指導していくのか、プログラムをどういった形で作っていくのか、どういった見方をさせていくのかについてはこれからの課題であると思っております。とは言いましても人権教育の中身としまして、子どもたちに、社会問題について興味関心を持って考える力を育てていかなければならないというのは、全くそのとおりでありまして、いろいろな教育活動の中でこういう問題を取り上げていきたいという考えで記載しております。

【坂元副座長】

既に安藤先生からも御指摘があったのですが、実施計画12ページの「京都市におけるホームレスの状況」というところで、きちんと就職して働きたいと望む方が34.6%で、自立意欲が少なくなっているということなのですが、平均年齢と、現在体に具合の悪いところがあるという方のパーセンテージの多さを考えると、基本的な取組の柱としておられる自立支援施策の対象者としてはやや難しいものがあると思いますので、その点では自立支援ではなく福祉制度を利用する対象にしていくしかないのではないのでしょうか。それが13ページの「就職できないので本市の何らかの福祉制度を利用して生活したい」という方が、平成15年の1.1%と比較すると16%にまでかなり増えていますので、こういうところ（ホームレスの高齢化、長期化、病気）をケアしなければいけないと思います。それと現在中央保護所では定員が50名ということでしたけども、これはもう90名になっているということでしょうか。

【地域福祉課】

年末年始の期間だけは90名という形で拡大しております。

【坂元副座長】

一応定員としては50名のままですね。そうしますと、緊急一時宿泊施設で平成21年11月以降に借上げのような形をとる場合に、何人ぐらいがここで利用できるようになっているのでしょうか。

【地域福祉課】

今の簡易旅館のほうで宿泊されている方が、だいたい40名～50名いらっしゃいます。

その中には中央保護所への入所待ちの方も含まれています。元々は、中央保護所は一時の休息の場であったのですが、中央保護所に入られる方のほとんどが、居宅に結び付けて生活支援をしていくような人になってきました。簡易旅館のほうは、本来の中央保護所の目的であった「一時の休息の場」という形で11月からさせていただいているのですが、その中でも、中央保護所の空き待ちの方も入っているという形にはなっています。

【杉原委員】

ホームレスの方への取組としてアウトリーチを心がけておられる点は、大変良いことだと思います。先ほどの、他都市と京都市との相違があった部分では、京都市では少なくなっているのは、こういったアプローチの仕方も功を奏しているのではないかと思います。それと特徴的だったのが、アルコール依存症やうつ病を発症しておられる方への、こころの健康センターや保健所からのアウトリーチも（これもそうだとすれば）いい取組だと思います。ただ、アルコール依存症にしてもうつ病にしても、（他のホームレスの方もそうだと思いますが）その方が持っておられるニーズには多種多様なところがあると思います。経済的なところとか人とかかわり方とか、病気の治療とかあると思うのですが、そういう点で言うと、（20ページのエですが）「ホームレスの心のケア」のところで保健所とか福祉事務所との連携自体は結構なのですが、多様なニーズをお持ちということであれば、例えばワンストップセンターのような場所が必要で、そこで保健に関しても医療に関しても福祉に関してもあるいは生活に関しても、相談できたり具体的な支援が受けられたりといったような機能が必要ではないかと思います。そういったところをお考えなのでしょうか。

もう1点は、19ページの「今後の方向性」のところですが、「ホームレスの支援等を行っているNGO等民間団体と連携した取組を行っていく」というところの、具体的な内容であるとか今後の方向性といったところを伺えますか。それと、この記載は「NPO」ではなくて「NGO」でしょうか。このページにも20ページにも「NGO」の記載があるのですが、たいそうな組織と連携されているようにも見えますが、「NPO」の間違いでしょうか。

【地域福祉課】

アウトリーチ型事業でございますけれども、精神疾患等の課題がある方へのアウトリーチにつきましては、健康サポート事業という形で保健師とか看護師とかの資格を持った方がアウトリーチで行き、必要に応じて福祉事務所や保健所につなげていくというようなものでございます。ワンストップについては、京都市におきましても、これまで11月30日、12月22日、3月16日の3回にわたって、京都労働局や京都府と連携してワンストップサービスを開催しまして、それとは別に12月29日・30日に、年末年始の間の生活相談を含めたワンストップの緊急相談という形で実施しているところです。これについてはホームレスが主体ということではなく、あくまで失業して求職活動をされている方のいろいろな相談ということですが、その中にホームレスになった方も相談に来られています。ワンストップはワンストップで効果的な面はあるのですが、それぞれの細かい相談になりますと、やはり福祉事務所の生活相談などの専門的な機関に結び付けていくの

が一番大きなところでありまして、それをいかにワンストップのところからの的確につないでいくかというのが一番大きなところであります。国のほうにも我々から声を上げていったのですが、それを受けるような形で、ハローワークに住居や生活支援のアドバイザーを（常駐させる形で）3月16日から新たに配置されたとも聞いております。そういう方が、有効に次の相談場所にきちとつないでいただくということが、一番大きなことであります。また、私どもが日ごろ連携を行っているのはNPO法人ですが、計画に「NGO」と記載した経過については、存じてなくて申し訳ありません。

【安藤座長】

少し調べていただければすぐわかりますので、NGOかNPOかの確認をお願いします。

【坂元副座長】

簡単な質問なのですが、【資料2の4】の4ページにある「入浴・洗濯等の場所の提供」はいいことだと思ったのですが、ホームレスの方たちが必ずしも交通費その他を十分に持っていない場合もあると考えて、実際に入浴とか洗濯を利用している方というのはどれぐらいいるのか把握されていますか。

【地域福祉課】

更生施設である中央保護所で火曜日に施設を開放しまして、入浴・洗濯をしていただいているわけですが、(実数については把握できていないのですが) ニーズについてはかなりあると聞いています。また運営につきましては、ホームレスの当事者の団体やNPOの支援団体のほうで行っているというのが実態です。

【安藤座長】

中央保護所に行くまでの交通費もNPOに任せているのですか。

【地域福祉課】

下京区にある中央保護所や、総合相談窓口になっている下京福祉事務所までの交通費について、相談のあった福祉事務所からの交通費（例えば地下鉄の回数券）をお渡しして行っていると思います。

【松本委員】

同じようなことですが、去年の10月から訪問による相談受付を始めているそうですが、「今までしていなかったのか、もっと前から実施されていると思っていたのがつい最近だったのか」という思いです。また10月の開始以降、どれぐらいの方がそれに応じて相談をされているのかを教えてください。

【地域福祉課】

以前は、自立の意欲や能力のある方がホームレスの中でも多かったのですが、アウトリーチ的なことをしなくても、就労支援をすることによって自立に結び付けてきた経過がありま

す。１９年度の聞取調査を踏まえて、だんだん高齢化してきているとか、いろいろな問題を抱えているといった点が分かってきましたので、第２期の計画で「新たに必要である」として掲げたうえで２１年度から新規事業として取り組んでいます。１０月以降相談を開始しまして、医療福祉訪問相談については１０月、健康サポートについては１１月からなのですが、現在では合わせて月に延べ１００件ほど相談には来てもらっています。

【安藤座長】

ありがとうございます。このテーマについて聞き損ねたとか発言し損ねたということがありましたら、事務局に直接お願いします。それでは、続きまして議題（３）「人権文化推進計画の見直し」について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、人権文化推進計画の見直し改訂について御説明いたします。【資料３の１】が見直し後の案でございます。具体的には網掛けをしている部分を見直しする予定でございます。【資料３の２】は現状の計画、【資料３の３】が新旧対照表でございますので、【資料３の３】により簡単に御説明申し上げます。

まずこの見直し改訂につきましては、先ほども説明致しました同和問題につきまして総点検委員会を設置し、報告を頂いて様々な見直し改革に取り組んでいるということでございます。その点が最も大幅に変わっていきまして、具体的に言いますと２４ページからの部分でございます。どの重要課題につきましても構成は同じなのですが、１でこれまでの動向、２で現状と課題、３で施策の在り方という形になっております。まず２４ページの「１これまでの動向」ですが、この部分につきましては、いろいろ同和地区を「旧同和地区」と文言整理するなどの改訂を行っているというふうに御理解いただけますでしょうか。２５ページ下の「２ 現状と課題」については、まず一番下の「平成１４年３月末をもって（いわゆる特別措置法がなくなったということで）特別施策としての同和対策事業を終結した」というふうに書かれていたのですが、これを「特別施策としての同和対策事業、すなわち同和行政を終結した」という総括をしております。それ以下の全面的に網掛けになっていますのは、議題の（１）でも説明させていただきました総点検委員会を設置するための経過、それから六つの検討項目、現状の取組をまとめて書いております。中でも２７ページの①から⑥にありますのは、先ほど説明しました六つの取組の取組状況をまとめたようなもので、ほぼ全面的に改訂をするということで考えております。２８ページ及び２９ページは今後の施策の在り方ということでございます。こちらも全部網掛けになっておりますが、全体を変えたということではなくて、必要がないところについては削除する、残すべきところについては残すというような改訂でございます。施策の在り方の２８ページの上のほうのところですが、ここでは総点検委員会の報告書で示された「オープンな（開かれた）行政、オーディナリーな（特別でない、普通の）行政、行政の行政依存からの脱却」の三つの視点から六つの項目を見直す、あるいは行政の在り方を見直すということを点検いただいておりますので、それを記載しまして市民の共感と理解を得ながら一般施策を的確に実施して、今日までの同和行政の大きな成果を損なうことのないように取組を進めていくということにしております。その後に、現行の計画では保育・学校教

育と啓発、さらに29ページにはコミュニティセンターの活用、まちづくりと大きく四つの項目を掲げていましたが、まずコミュニティセンターの活用については、(昨年6月の時点で報告をさせていただきましたが) コミュニティセンター条例の改正も踏まえて削除しております。今回はまちづくりについても削除をするという改訂を予定しております。戻って保育・学校教育と啓発を1つに致しまして、教育・啓発というくりにしました。それぞれの中身は、総点検委員会でも指摘をされて見直しましたとおり、28ページ一番下の「市民啓発と企業啓発の一体的な推進、身近な行政機関である区役所、個別の課題に応じた専門機関での取組などとの連携により啓発活動を効果的に実施していく」としております。それから教育につきましても、同和教育という文言ではなくて人権教育とするような若干の修正をしております。非常に簡単なのですが、同和問題に関しましては、大きくは総点検委員会を受けたような改訂をしております。

併せまして、その他の重要課題につきましても、これまでこの懇話会でいろいろ進捗状況を御報告させていただきましたことを、(すべて盛り込むわけにもいかないのですが) 具体的な計画ができたということと、それに基づいて取り組んでいくというようなことで改訂をする予定です。

ページを戻りまして、1ページから女性について掲げておりますが、「きょうと男女共同参画推進プラン」の改定版を19年度に策定したことに基づくような取組内容の記載をしております。個別に説明致しますと時間もかかりますので、非常に大まかな説明とさせていただきます。次の課題では、6ページから子どもについて掲げております。これについては、平成19年度に「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定したことに基づく取組の内容に改訂をしており、現在は「京都市未来こどもプラン(仮称)」の策定をしているという記載をしております。次の課題の高齢者につきましては11ページでございますが、「第4期京都市市民長寿すこやかプラン」を21年度に策定しております、これに基づいた取組を進めているように改訂をしております。16ページに障害のある方ということで、これはタイトル自体を(現行では障害者としておりますが) 変更したいとしております。内容につきましては、平成20年度に「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン」を策定し、特に発達障害についての記述を加えております。先ほど説明のありました外国人・外国籍市民につきましては30ページになるのですが、今の説明にありました「京都市国際化推進プラン」の策定に基づく取組等を記載しております。感染症患者等につきましては35ページからでございますが、エイズの問題、あるいは「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が新たに施行されている、といったことに係る記載をしているところでございます。39ページは先ほどのホームレスの問題でございます。これも先ほどの実施計画の見直しに基づく記載内容に変えております。その他の重要課題につきましては41ページ以降でございますが、こちらのほうはボリューム的にそれぞれが少ないので、変えているところもそれほどではないのですが、現状の動きに合わせるような形で文言修正をしているところでございます。本来ならばもう少し詳しく説明すべきところなのですが、時間の関係もございますし、事前に目を通していただいているかと存じますので説明としてはこれで終わらせていただいて、御意見がございましたらそれも踏まえて改訂を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【安藤座長】

ありがとうございました。今日取り上げたテーマについては、改訂された中身が分かりやすいのですが、それ以外のところも改訂された部分がありますので、御自由に御質問、コメントを頂きたいと思います。

【谷垣委員】

実は先ほどのホームレスのところで質問をしようと思いながら時間がずれましたが、相談窓口はホームレスとしてきちっと決まったものがあるのですね。と言いますのは、(以前にも話が出ていましたが) ホームレスの相談件数とかは京都市においては減少の傾向にあると、これは非常にいい傾向で、きめ細かな配慮がなされたと思います。ところが資料の42ページにも出てきますが、その他の課題の「刑を終えて出所した人」に関しては、彼らのことを聞くと相当荒れ狂ったと思われるような人が多いですね。と言いますのは、刑を終えて出てきてもすぐ悪いことをして刑務所に帰っていくという人たちがいて、極端な言い方をしますと「シャバ」で過ごすより刑務所で過ごすほうが心身共に安定するというような、少し信じられないことまでおっしゃる人もいます。その数をざっと見ると、平成19年度の行政統計年報では、刑務所を出て2年たたずに再び刑務所に帰ってくる人が(平成19年度の出所者は3万人ですが)44.5%も「刑務所に入れてくれ」というような格好で出ているようです。この話は以前京都市が発行した「あい・ゆーKYOTO」にも一部載っていましたが、信じられないほど荒れ果てたグループがおられて非常に心配しております。ちょうどホームレスに対するかわり・相談が非常に丁寧なので、刑を終えて出所した人にも相談をさせてもらえればもっと将来を見据えていけると思うのですが、どうやらそういった人たちは、あっちこっち行っても「頭から断られる」というか相談にものってもらえない、まして昔の人のつてをたどって会社に就職という話まできたところでも、面接の場で「前科があるのでだめだ」と言われてしまいます。また住居も問題で、住所をはっきりしようとしたら保証人がいなくなかなか相談にものってもらえない。その裏には、刑務所を出た人に対してはものすごく根強い偏見だとか差別意識があるのではないかと、あらためて資料を読ませてもらいました。かといってこのままではいけないのであちこち情報を聞いていますと、都道府県に刑を終えて出所した人を見守っていこうという、地域生活定着支援センターを設けて(ホームレスと似た面もあるのですが、だれも相談にのってくれないので)いこうという動きもあるようです。ただ京都の場合はまだそこまで進んでおりませんが、昨年の11月現在で、全国で5件(長崎、山口、和歌山、滋賀、静岡)出所してきた人のための地域生活定着支援センターができているという話を聞きました。これからは各都道府県で支援センターを作るとか、法務省からそのための援助があるような話を聞きましたので、なんとか京都にもこのようなものを作れたら、よりきめ細かい支援ができます。先ほども言いましたように、「シャバ」で過ごすより刑務所で過ごすほうがいいというような固定観念を持つ方がいるのは非常に残念です。京都も何とか、既に5件もできているわけですから、支援のためのセンターができないかと思います。

【安藤座長】

ありがとうございました。地方法務局は京都にもありますから、府・市とちがって「縦

割り行政」の問題もあるかと思いますが、具体的に何か取組、少なくとも計画か何かがあるようでしたらお答えいただけますか。

【事務局】

刑を終えて出所した方に対しては、現在啓発という面では、今御紹介いただいた人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」の昨年の2月号で（啓発の意味を込めて）記事を載せたということはございますが、今おっしゃった定着支援センターのような動きは存じておりませんで、（安藤座長がおっしゃったように）地方法務局と府・市、それからそれ以外の京都を行政区域とする行政機関を含めて行政の連絡協議会というものを持っておりまして、そこでは主に啓発活動に取り組んでいるのですが、そういったところを通じて情報を収集したいと思っております。

【安藤座長】

弁護士会とかこの件に特定したNPO（他府県でもいいのですが）とかは、京都市の場合はないのですか。

【事務局】

出所した方の就労を支援するということで、例えばトヨタさんなどの大きな企業が入っているNPOが各都道府県で作られていまして、京都でも設立するという事でNPOの手続を開始されているということは聞いております。そのような中で、まず出所されて就労する場の確保がないとできませんので、そういう取組を支援していこうということで保護監察所が中心となって対応をしている話を聞いたことがありまして、このような取組が定着してくれば、「あい・ゆーKYOTO」等にも紹介をさせていただくことを考えております。定着の支援ということで出られた方の住居に関する計画があったようなのですが、それについては頓挫しているという話は聞いております。もう1点、刑を終えてということにもなるのですが、薬物等のほうからは、そう簡単には立ち直れない方が多いのですが、京都でNPO団体が薬物からの立ち直りを支援するという取組を進めておりますので、そちらについては近々出します「あい・ゆーKYOTO」等で紹介させていただいて、「こういう取組をされています」ということを市民や企業の方に知っていただくということを考えております。

【安藤座長】

薬物の場合は、大阪にも「ダルク」という（事務局：京都にもありまして、そこを取材させてもらっています）自分自身そうだった人が、現在悩んでいる人を助けようという組織もありますし、我々人権問題研究センターが開催している人権大学講座にも、その団体に来てもらって講座を今年開くつもりでありますので、市のほうにも従来以上に（先ほどのお話では、薬物・アルコール依存症のために再犯に走るケースもあると思いますので）その点にも注意していただけたらと思います。

【谷垣委員】

ありがとうございました。少しずつ動きはあるわけですね。

もう1点、障害者の関係で新たな動きがありましたので、この場を借りて御報告をしたいのですが、障害者の社会参加・交流の促進については新しい方針を打ち出されているのですが、実際に京都市内で既にこの方向に沿って動き出しているところがあります。社会福祉協議会というものが各区にあるのですが、それぞれ各区の社会福祉協議会が何らかの動きをしていると聞いております。そこは、今年で第9回になるのですが、障害のある人たちを支えるボランティア入門講座というものを開いております。年1回しております、最初は知的障害者を中心に始まったようですが、最近は身体障害者もすべて含めて支援しようではないかということでボランティア入門講座をしております。私も講座を受けましたが、1月末に申し込んだ後2月から3月の間に障害者についての講座があって、3月になると具体的に受入れの施設（山科だけでも14箇所あり、主として通所の授産施設とか共同作業所なのですが）が積極的に社会福祉協議会の趣旨をくんで、ボランティア講座を受けた人を「どうぞ来て見てください」「一緒に仕事をしてください」と迎え入れております。そのような動きがありまして、私自身も1年間研修の後、実際に共同作業所に行つて（毎日とはいきませんが）ボランティアサービスと言いますか、作業ボランティアという形で行っております。（昔は福祉の仕事をしておりましたけども）ここ15年ほど遠ざかっていましたのでびっくりしたのですが、とにかく障害者の目の輝きがこんなに素晴らしいと思ったのは初めてでした。背景ではパラリンピックとかいろんな障害者に対する施策が整い、どんどん社会参加する人が増えています。ですから実際にボランティアに行っている施設の子も、パラリンピックでがんばっている障害者の姿が話題になり、そのほか絵を描いたり社会的に素晴らしい職に従事している人の話も、施設のほうでは話題になっています。例えば、京都が一番早かったと思うのですが、目が全然見えない方が今立派に弁護士として頑張っておられますし、滋賀県のほうでは、耳が全然聞こえない聴覚障害の方が医師の国家資格をとって立派に仕事をされています。そのほかでは、ピアニスト（20歳そこそこの若い人で東京の人ですが）がアメリカまで行って国際ピアノコンクールで優勝したとか、目が不自由でも耳が不自由でも知的に問題点があるといわれても、みんなそれぞれ非常に頑張っている話を聞かせてもらっています。そのような話も施設の中では常識のようなもので、一生懸命がんばったら将来医者にも弁護士にも、あるいは芸術家にもなることができる、そういう大きな望みを抱いて毎日こつこつと共同作業所の中で頑張っておられます。たいへんいい傾向なので御報告させていただきました。

【安藤座長】

ありがとうございます。第二次世界大戦が終わって世界人権宣言が採択されてから半世紀以上が経過し、やはり地道ではあるけれども人権に対する考え方、それに基づく施策を継続することが大事なのではと、今の話でそういうものが具体的に成果を挙げているわけです。是非京都市も、そういう動きを伸ばすように頑張りたいと思います。

【安澤委員】

外国籍の方の人権について取り組みたいということで応募させていただいた安澤といい

ます。簡潔に2点ほど話させていただきます。1点は留学生の方の就職の問題でありまして、私は入管取次という仕事をしておりますので、ホームグラウンドの方から説明させていただきますと、(私のところであった事例なのですが)福祉を専攻された留学生の方(中国籍の方です)が福祉センターに就職したのですが、入管法によりだめだとなりました(理由ははっきりわかっているのですが)。それから何年か前に、起業(在留資格の中に投資経営というものがありまして、経営者になるというジャンルなのですが)するのに資本金が2千万ということで、留学生の方が10人ほどいたのですが、「1人で2千万です」という時代がありました。今朝優秀な留学生と話していたのですが、ハードルが下がってきました5百万ということになってきたそうです。ハードルが下がったのも、優秀な留学生の方には働いていただいて国に税金を払ってもらおうという考えかもしれませんが、ハードルが下がっているのになかなか優秀な学生さんが仕事に就けないという制限があります。もう1点は、仕事の中でも諸外国の方と接する機会を増やして、偏見とかいろいろなものをなくしていきたいと思っているのですが、なかなか設備とか利用ができない状況でもありまして、税金で事業に取り組んでいただくのもいいのですが、我々が「細々と」やりますので援護射撃をしていただき、市がお金を使わなくても我々の手弁当で偏見を取り除くとか交流をするといったことはできると思います。2点ですけども、入管法について矛盾のある部分は改正していただくことと、もう1点は我々市民のしていることについて行政から(お金は要りませんので)援護射撃をしていただくということをお願いしたいと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。本当は時間があればもっとお聞きしたいのですが。これは京都市だけではなくて中央官庁はもっとひどいのですが、難民審査をする際にも、とにかく最後は「ルールでこうなっていますから」となります。ルールは人間のためにあるもので、おかしかったら変えたらいいのですが、そういう発想が長らく中央官庁では特に強いので、それを破る一つ的手段として人権は効力があると思います。是非とも自治体のレベルですが、京都市にも頑張りたいと思います。

それでは、定刻も過ぎましたのでマイクをお返しします。

【事務局】

安藤先生議事進行ありがとうございます。

本日各項目についてたくさんの御意見や熱心な議論をいただき、本当にありがとうございました。本日頂きました御意見を踏まえて、人権文化推進計画の見直しや各施策の効果的な実施など、市の人権行政の中に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましてはこれで終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間誠にありがとうございました。

終了、閉会